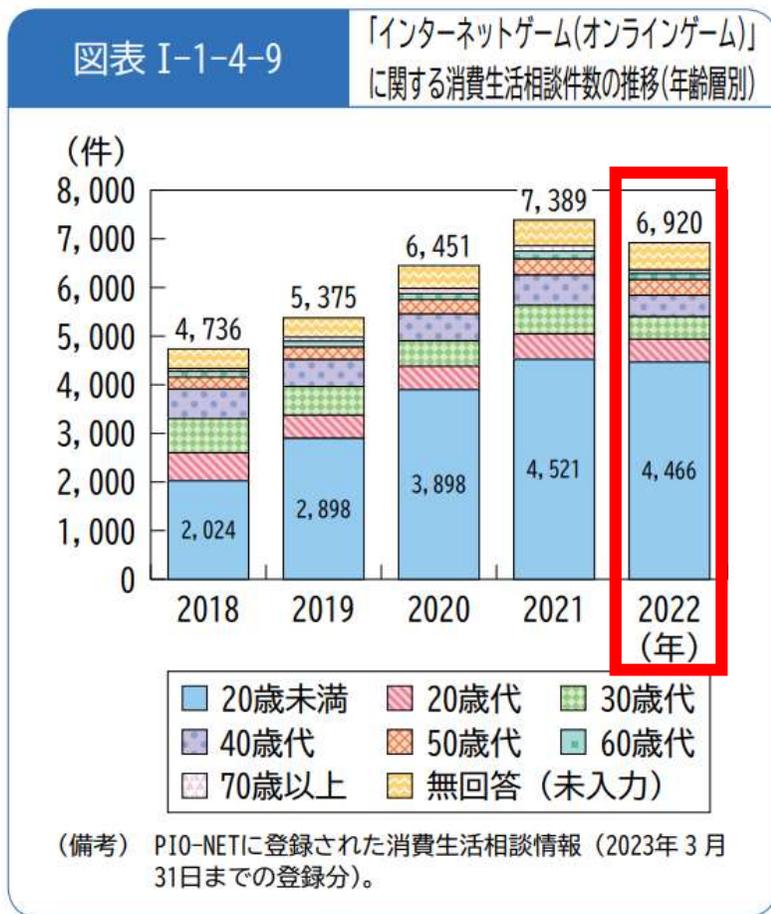
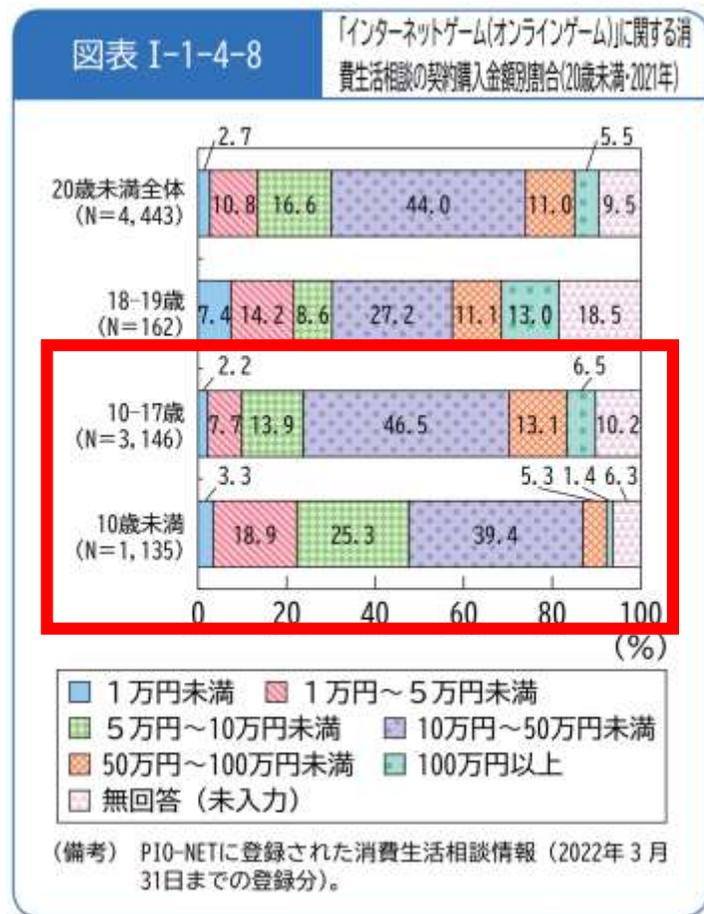


## 学齢期の子どもたちからの相談が増加中！



引用：令和5年消費者白書P33



引用：令和4年消費者白書P30

# 学齡期の子どもたちからの相談が増加中！



オンラインゲームに関する相談のうち契約当事者が小学生・中学生・高校生の相談件数（国民生活センターの公式サイトから引用）

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812_2.html)

独立行政法人 国民生活センター  
2021/8/12公表

「スマホを渡したただけなのに…」  
「家庭用ゲーム機でいつの間に…」  
子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには？ より引用



# 未成年者取り消し！

## 民法第5条（未成年者の法律行為）

(1) 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

(2) 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

## 民法第21条（制限行為能力者の詐術）

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

## 電子商取引及び情報財取引等に関する準則 P76

（令和2年8月 経済産業省）

### I-4 未成年による意思表示

（3）未成年者が詐術による申込みを行った場合（民法第21条）

（取り消すことができる（詐術に当たらない）と解される例）

- ・ 単に「成年ですか」との問いに「はい」のボタンをクリックさせる場合
- ・ 利用規約の一部に「未成年者の場合は法定代理人の同意が必要です」と記載されているのみである場合

# 青少年インターネット環境整備法

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、**インターネットの利用の状況を適切に把握する**とともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により**インターネットの利用を適切に管理**し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

**子どもが使っているスマホは、保護者の管理物です！**

# 困ったときの相談窓口

The screenshot shows the website for the Saga Prefecture Consumer Support Center. At the top, there is a navigation bar with the logo and the slogan "人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり". Below this are several menu items: "暮らし・子育て", "健康・福祉", "しごと・産業", "観光・文化・スポーツ", "県土・まちづくり", and "県政情報". A breadcrumb trail indicates the current location: "ホーム > 分類から探す > 暮らし・子育て > 消費生活・食生活 > 消費者トラブル > 佐賀県消費生活センター".

The main content area features a large blue banner for the "佐賀県消費生活センター" (Saga Prefecture Consumer Support Center). Below this banner, there are two informational boxes. The first box, highlighted with a red border, provides contact information for the "消費者ホットライン" (Consumer Hot Line) and the "佐賀県消費生活センター" (Saga Prefecture Consumer Support Center). The second box, also highlighted with a red border, warns about "架空請求" (Fake Requests) and "オレオレ詐欺、還付金等詐欺" (Advance Fee Scams, Refund Scams, etc.).

**消費者ホットライン**  
電話 局番なし 188  
お近くの相談窓口をご案内します

**佐賀県消費生活センター**  
電話 0952 (24) 0999  
土日祝日も毎日 9時～17時まで受付  
(12月29日～1月3日を除く)

**あなたも狙われています**  
ご注意ください

**架空請求**  
身に覚えのないメール、電話、ハガキ  
→請求には応じない

**オレオレ詐欺、還付金等詐欺**  
息子や公的機関を名乗った電話  
→電話でのお金の話は、一人で判断しない

(引用) <https://www.pref.saga.lg.jp/list03096.html>